

科目名	担当者名	配当	期	単位
外書講読	春田 博	3選	前期	2

### ■講義内容■

1・2年次の学習で既に各法分野に関する基本的な学習を終え知識を有している学生を対象に、比較法的な認識を得てもらうことを目的として外国法に関する文献を原語で講読し、当該分野における我が国の法規制との異同やその是非等を考えてもらうことを目標として授業を進める。担当者の専門分野より、本講義では企業法に関する米国文献を講読する。

### ■シラバス■

#### <科目のねらい>

企業法に関する米国の規制は、会社法に代表される州法規制と証券規制を典型とする連邦規制が交錯し、連邦主義そのままに格別の州法の優位が変わることのない制度的な建前であると言い得る。しかしながら、このことに由来する種々の不便も歴然としており、その結果、会社法分野に対する証券規制の役割は、本邦以上に著しく大きい。この講義では、こうした米国の規制における前提事情をも了解してもらえよう配慮しつつ、時として継受法に対する母法としての位置付けを与えられる米国の会社法規制のあり方について講じ、規制の全体に関する理解を深めてもらえるよう心掛けたい。

#### <科目の内容>

近時の文献中より、さしあたり、以下の2点を講読することを予定している。教材は教場において配布する。

- ・ Marc I. Steinberg, “Attorney Conflict Dilemmas in Parent-Subsidiary Related Party Transactions”, 38 Securities Regulation Law Journal 381-390 (2010) .
- ・ Marc I. Steinberg, “Attorney Conflict of Interest-The Use of “Screening” in the Corporate/Securities Setting”, 39 Securities Regulation Law Journal 191-204 (2011) .

いずれも同一の著名な研究者の執筆にかかる利益相反に関する論稿であり、前者は親子会社間の取引における役員の忠実義務違反該当性とこれに関する法理を分析し、後者は米国の巨大法律事務所における実務上配慮すべき利益相反回避のための基準について論じたものである。

#### <参考書>

教室において随時指示する。

科目名	担当者名	配当	期	単位
外書講読	青野博之	3選	後期	2

■講義内容■

3年次に配当される、2単位の展開・先端科目である。ドイツ民法のケースブックに掲げられている事例を訳し、ドイツ民法の特徴を検討したい。

■シラバス■

<科目のねらい>

第1回～第7回 債権総論に掲げられている事例

第8回～第14回 債権各論に掲げられている事例

第15回 定期試験

<参考書>

必要に応じて紹介する。